

發行所 磐城之實社
 印刷所 大和印刷所
 電話 磐城二二五
 郵政 磐城之實社
 定額 一年 五元
 半年 二元五角
 三個月 一元五角
 零售 每份 十錢
 廣告 第一版 一角
 第二版 八錢
 第三版 七錢
 第四版 六錢
 第五版 五錢
 第六版 四錢
 第七版 三錢
 第八版 二錢
 第九版 一錢
 第十版 一錢
 行發日五十月一四二月毎

問題化さんとする 大瀧發電所の内容

行政裁判所の全宣告書

平電力株式會社が昨年十二月一日縣廳に向つて提出したる「計割變更並に工事施行許可申請」に對して本月八日の各新聞紙は大々的にこれを報道してあるが其の何れもが行政裁判所は縣の許可を取消し云々となつて居るに至つては不可思議であらぬ、然も行政裁判所の決果は町の敗訴となつたのである、從つて會社側の勝利に歸したもので斯くの如き重大の點を公平に報じなければ本來の使命に對して相濟まぬことと思ふ、而して會社の水利權許可申請は大正十一年十一月五日で縣の許可は同十三年四月二十六日付である是れに對し平町として此の水利權許可取消の行政裁判所に訴訟提出は同年六月二十三日で其の判決は昭和二年二月二十五日である、我等は大いに論議しようと思ふけれども縣當局より平市會が諮問する、場合に利權的行為をとりたり感情的の行動を採つてはならぬ、勿論變な策謀して利得を計つては斷じて許すべからざるものである、我々は是等を次號に論ずることとする。

裁判宣告書

原告 伏見彦衛
 右代表者 岩田雷造
 同 山根篤
 右訴訟代理人 小田吉次

被告 平町
 右代表者 小田吉次
 同 山根篤
 右訴訟代理人 小田吉次

主文
 原告ノ請求相立タズ
 訴訟費用ハ原告ノ負擔ス

町當事者の反對要旨

原告申立の要旨は原告は大正六年三月九日水道布設の認可を受くると共に水源地福島縣石城郡好間村大字上好間字大瀧の許可を受け、上野原江筋(俗稱大瀧江筋)委員と協定し同江筋の好間川入口より原の用水分水引用地點たる熊ノ崎(又は熊ヶ崎)に至る約二百六十間の同江筋水路を原の水道用水路として使用し上水を平町住民に供給し居る所被告は大正十三年四月二十六日に至り先に大正十一年七月十八日、參加人小田吉次株式會社に與へたる發電の爲め可にする好間川筋水利使用の許可に對し計割の一部變更並に工事施行を會社に許可したり而して此の變更計割によれば參加人の發電用の好間川取水口は從來と同じ福島縣石城郡好間村大字好間字小畑二番地なるも放水口は原告の水道用水路入口の上流にありし從前計割に反し其の下流に當る事なるを以て好間川の流量を減少すること勿論なり、參加人に對する本件許可には被告主張の如き條件附し有と雖も參加人が被告に提出したる好間川發電水力水路工事實施計說明書によれば最少三十五個の取水を許可したることとなり然るに參加人取水の上流約三丁の所に存する邊信省好間川大瀧取水所に於て大正八年一月より同十一年十月に至る前後四十六ヶ月に亘り取水したる結果に徴する時は同川の流量四十六個以下の場合實に十一回の多きに上り減たしきは三十五個及び二十四個と云ふが如きは洪水状態に於てあり目前計說明書には上野原江筋の必要水量を十個となしたるものなれば本件認可に於ても其の必要水量を十個は認めたるものとなすべく從て參加人が上野原江筋の爲め好間川を流下せしむべき十個の水を以てしては同江筋の減漚用水量十一個五九を更に充足し得ざるは勿論原告は一滴の上水をも取水し得ざるに至るべし斯くの如く參加人の取水口が放水口間に於ける好間川の流量は僅々十個内外に減少するのみならず内五個は柳小屋用水路を経由して原告水道水源の上流に於て好間川に合流するものなるの結果流水の水勢減退し流水の振盪作用に依る淨化作用著しく減殺せらるゝのみならず柳小屋水路の水は一旦水田約十六町歩を灌漑し來り又戸數約二十戸人口約百二十人の下流を混水するものなれば本來水道用水に適せざるものなり而して該混水は從前に在りては好間川本流に流入したる爲め水量の關係上好間川の流水を悪化すること少かりしも本件許可に依り右混水は原告水道用水路に入り其の流水の殆ど半を占むることとなり前記淨化作用の激減と相俟つて原告水道用水を著しく悪化するものとす加之好間川の流水量を參加人の任意調節に左右せられ水道水の供給に不安を生ずるに至る斯の如く本件許可は原告の水利權を侵害することとなり尙又參加人に施行を許可せられたる工事の中に上野原江筋の取水口の構造を改造する工事を加ふるものなるを以て本件許可は原告の營造物に關する權利を侵害するものたり蓋し原告は上野原江筋取水口より下流熊ヶ崎水路に至る間は水道水路として上野原江筋の用水路を使用するものなりと雖も之を從來の儘にして使用するにあらず上野原江筋は原始的増補にして用水路としては極めて不完全なものなれば水道布設に際し原告は金四千四百七十六圓餘の費用を投じ堰堤を改築し水路を修築して餘水吐を新築し水道線路たるに適する状態に改造し爾來原告は自己の欲する所に從ひ改修を加へ堤堰

(以下二面へ續く)

許可を與へし縣當局の理由は左の通り

被告の要請は原告が正六年三月九日水道建設の認可を受け水源を好開川に定め、以て所要水量を引用しつゝある事實及原告申立の認可を參加人に與へたる等其の結果として參加人の發電水路の放水口の位置が原告の上水道取水口の下游となることは認め然れども原告が好開川の流水引用の許可を受けたことなきを以て原告は好開川の流水引用の水利権を有するものにあらず加之本件被告の與へたる許可には使用水量は毎秒時七十五方尺以内とす但し取水口及放水口間に現在せる用水路に引入れつゝある必要水量並に魚族の棲息湖上に必要なる水量を分流することを要すと

の如きは大部分漏れコンクリ工事を施し甲第一號建設認可當事者は好開川の取水口より熊ヶ崎に至り用水路は原告に於て管理維持し上野原江筋組合は之れが管理維持に關與せざることを定め従て江筋の管理維持は原告義務なると同時に其權利にして右水路は原告の所有物たることを論じれば依て被告が正十三年四月二十六日福島縣指令第三八〇一號を以て小川發電株式會社

(此處迄が反對の要點なり)

に與へたる好開川水利使用に關する計畫變更並に工事施行の許可は之を取消す訴訟費用は被告の負擔とす
 被告の主張は原告の主張と同一の判決を求むと云ふにありて被告は原告の主張を認むるに關し明治四十五年第四百二十五號事件に對する大正十三年七月二十九日官告の判例を引用したり。

の條件附しありて參加人は其の條件の範圍内に於て引水し得るに止まるものなれば原告の所要水量に不足を來たすことなし又參加人が發電用水取水の爲め好開川の流量減少し或は幾分淨化作用を減少することなしとせざるも猶一兩軒小屋水田の中央より上野原江筋入口に至る約半里の間に於て河水流速緩慢とあり従つて運搬が減少の結果は浮遊物の沈澱を増加し却つて河水を清淨ならしむるものとす故に流量の減少に因り流水の振盪作用も多少減少することあるも之を以て直に水質を悪化せしむるものとすを得ず、又小川水田の灌溉反別約十五町歩に對し灌溉に供せら

る、水量は五個の内僅々一個内外にして他の殘水は或は地表より或は地下を滲透して好開川水と合するものなることと從來と何等異なることなく加之灌溉に供せられたる約一個の水は限りなく溢れしむるが如きは經濟上より見て在り得べからざるものとす従つて小川水田の灌溉水が原告の上水道用水路に入り水道用水を著しく悪化するものと認むるを得ず假りに本件許可により好開川の水量を多少悪化せしむることありとすも原告の好開川の水を直に町民の飲用に供するにあらずして現に完全なる沈澱池濾過池の設備に依り之を淨化して町民の飲用に供するものにして原告の上水道の設備を以てすれば亦も水質に障害を來たすことなし被告は本件許可を爲すに當りても上水道が公衆衛生上重要な公益事業の一たることを認め之に對しては最も慎重なる考慮を拂ひ其の用水取水に支障なきを期せんが爲め特許命令を發して原告の取水を保障したるものなれば何等原告が自己の營造物なりと主張する水路は上野原江筋と稱する、組合の灌溉用水路にして原告は同組合の承認を得て前示水路を水道用水引入の爲共用し之が代償として水路修繕の義務を有するの外他に

何等の權利を有せず同水路は上野原江筋組合の管理維持に屬することなく原告の營造物にあらざる本件被告の許可は參加人が好開川の水を使用して發電事業を営むべき權利を附與する行政處分たるに止まり第三者の既得權を侵害し得べき權利を包含するものにあらず従つて被告は參加人に對し好開川の水利使用の權利を附與したるに止まり其の使用の爲め必要なる工事の爲すべき權利をも併せて附與したるものにあらず、假令被告は右水路の工事の認可したりとすも是れ參加人の水利使用の方面に於ての管理上又は公益上支障なきや否やを監督する所以外にあらずして是を以て第三者の權利を無視して工事を行

會社側の設置の説明

參加人の申立の要請は原告は好開川の水利使用の權利を有するものにあらず又本件許可が參加人の最少使用水量を三十五立方尺と定めたるものにあらずことは參加人の好開川發電水力水路工事實施計書説明書中本件計畫變更決定理由の説明に徴し明白なるを以て參加人の最少使用水量を三十五立方尺と定めたることを前提とする原告の所論は不當なり該説明書は上野原江筋

(以上は縣當局の許可の要項)

行し得べき權利を附與したるものと云ふを得ず假りに百歩を譲り本件許可に參加人に對し第三者の既得權の如何に關せず上野原江筋用水路の一部を改造するの權利を附與したるものなりとするも元來同用水路は上野原江筋組合の營造物にして原告の營造物にあらざること前に説明の如くなれば參加人が水路改築に關して豫め同江筋委員の承認を得たものなる以上原告の同意の有無に拘らず本件工事施行の認可は原告の權利を侵害するものにあらず依つて原告の請求相立たず訴訟費用は原告の負擔とすの判決を求むと云ふにあり

以上必要水量の分流を條件とし

最大使用水量を十個と記載せしむるも其記載は決して本件許可内容を成すものにあらず本件内容を決定する許可條件は被告の主張の如くなるを以て參加人は上野原江筋の從來の必要水量約十三個は勿論之を分流せざるべからざるのみならず其の以外に魚族の棲息湖上に必要なる水量を分流せざるべからざるものなれば本件許可からざるものなれば本件許可の參加人提出の計畫説明書に於ては本件許可の當否を斯くの如きは本件許可の當否

り必要水量の分流を條件としたること明かなり又本件許可により原告の水道用水を悪化する如くなるのみならず公流の流水占有の許可は水質の保障を含むものにあらずと解すべく且公流の流水を其の上水道として使用に供するは水道條例の許可せざる所なり原告の上水道も亦、當然相當の設備を有す可く従つて本件許可に因る參加人の流水使用の爲め水量減少による自然の水質變化の如きは原告の上水に何等の影響を與ふることなし原告の主張によれば好開川の流量は二十四個と云ふが如き濁水状態すら存する所なるを以て原告主張の理論を以てすれば本件許可による參加人の使用なきも流川の減少による水質の變化は有り得べき筋合にして原告は之等の水質變化に應ずる設備を有せざるべからざるものなれば流量減少による水質變化が原告の上水に何等の影響を與ふるものにあらずこと明かなり又原告の上野原江筋との關係は民法上の貸借類似の契約關係に過ぎずして該水路は原告の營造物にあらざる原告は給水不安なりと云ふも之れ畢竟參加人が不法に命令を違背せざるべきことあるべきを要するに外ならず

を決すべき資料たるべきもの
にあらざる以上、原告の請
求は理由なきものなれば原告
の請求相立たる訴訟費用は原
告の負擔とするの判決を求む
と云ふにあり

（以上は町の反 對に對する會 社側の主張） 理由

原告が取消を求むる大正十三
年四月二十六日附福島縣指令
工第三八〇一號には「大正十
一年十一月五日附町議好開川
筋水利使用に關する計畫變更
並に工事施行件左記條件を附
して許可す」とあり其の條件
第二號には「使用件量毎時
七立方尺以内とし但し取
水口及放水口間に現在せる用
水路に引入れつゝある必要水
量並に魚族の棲息湖上に必要
なる水量を分流することを要
す」とあるを以て本件許可に
よつて参加人が好開川より引
水し得る水量は毎時七立
方尺を越ゆることなきは勿論
其の取水口と放水口との間に
於て本件許可の當時存在せる
用水路に引入れつゝある必要
水量と魚族の棲息湖上に必要
なる水量とを分流したる水量
以内にするものと解すべく
從つて右許可は如何なる洪水
期に於ても参加人に毎時最

少水量三十五立方尺を引用す
るを得せしむるものにあらず
又上野原筋の必要水量を十
個と限定したるものにあらず
故に原告は其の主張する如く
好開川の流水引用の水利權を
有すとすも其の必要水量
（即ち熊ヶ崎分水點に於て毎
時三立方尺）の引水が本件許
可によりて當然せらるるもの
とはなし難く参加人が本件許
可の範圍内に於て引水するの
結果好開川の流量は減少する
も之に因つて原告所要水量の
悪化することの認むべき證據
なく又之が爲め原告の給水に
不安を感じしむべき事山の存
在を認むるを得ず、次に本件
工事施行が河川の管理上支障
なきを容認し之を許可したる
に止まり營造物の管理權を有
する者に對し相當の手續を履
行することなくして直ちに其
の實行する權利を参加人に附
與したるものと解すべきにあ
らず、故に假令原告は其の
主張する營造物管理權を上野
原筋に對して有すとすも
本件工事施行の許可によつて
直ちに原告の權利が容せらる
ると爲すを得ず而して原告引用
の判例は他の營造物たる用水
路の附設並に橋工事を施行す
るの權利を第三者に與へたる
地方長官の處分に對する事件
の判例なるを以て本件の例と
なすに足らず要するに本件被

告の處分は原告の權利を侵害
するものとすべきにあらず
るを以て主文の如く判決す
昭和二年五月二十五
日行政裁判所第二部
公廷に於て宣告す
裁判長行政裁判所評定官
清水 澄
行政裁判所評定官
關口健一郎
同 阿部文治郎
同 玉井忠一郎
同 永井實太郎
行政裁判所書記
昭和一二年五月三十一日
行政裁判所行政裁判所書記

發展の小名濱

近來の小名濱町は素の滅法な
發展振りで市制實施も目の當
りである、工費五十二萬圓を
投する上水道施設は既に着手
中である、

日本主義 大内民惠論

國民精神總動員福島縣執行委
員、東北更新會福島縣支部理
事、福島縣方面委員、町理事
福島縣市町村方面委員、町理事
長、福島縣社會事業協理會事
長、福島縣海外協理會理事、福島縣
海外移住組合理事等々肩書を
掛けば限りない程多くを有し
てゐる大内民惠氏は安達郡杉
田村の郷士の家柄に生れ現在
は常磐炭礦の徳業員寮舎七
年會長として石城郡内郷村字

れ、鮎川疏水を利用し渡邊村
上釜戸から引水工事は難處も
なく速く明後十五年の夏ま
では通水することであらう
日本水産工業は確安中心の化
學事業として年内に採行開始
すべく工事に大馬力をかけて
居る、商港は既に第一期工事
竣工して來る二十五日に祝賀
會は町を挙げての準備中では
あるが第二期工事に依り五千
噸級船の入港と陸上設備と
を完全ならしむるの大商港實
現に着手運動を開始する様
である、然し同町は何と云ふ
でも水産業が主体をなして居
る、從來水上年百萬圓を計
したものが現在は二百五十萬
圓を突破し將來は五百萬圓を
想として大漁港の擴大整備を
計り町魚業組合、魚業組合、

船宿、鮮魚商組合の共同圓滿
化は斯界の益々發展を見つゝ
ある、鹽釜の如き單一化に依
らざる處に願の長所を示し
てゐるから廻船の如き出入移
り他地方の漁夫の當時千人
位は町の花柳界に金をおとし
てゐるので、鮎川の二十三人や
酒場の八十人女給四十五人の
現在不足を告げてゐる町勢
躍進は町長小野野平氏の積極
的奮闘と助役、収入役は勿論
衆町一致の現れとも云ふべき
ものであると稱すべきである

濱通と多額議員

明年七月執行さるべき多額選
挙議員選挙に本縣濱通りより
目下噂となつてゐるのは現
職議員金成道氏の再出馬説
が盛んであり常人も又其野心
を導き又導く我が國と外國
との差違を説き月十五圓以上
の新刊書を繕へては學を東西
に讀む古今に求めると云ふ辭
然たる碩學の大家である、眞
に經世指導的眼光に至つて
は特筆すべきものがある。

所得調査委員顏振

不稅務者石城郡下一圓に於る
所得調査委員選挙も二月に
迫つたので昨今漸く其の候補者
の顔振が噂にのぼつて來た現
委員中では野崎藏藏氏位のも
ので他は全部顔振らしい先づ
民政では郡南から濱通り氏は
殆ど決定的らしく平方部から
は秋原雄雄氏か或は湯本無盡
の比佐野野平氏何れかに決する
事であらう政友派は關内正一
氏は確的らしいが他は全々其
人選定には話に成てゐない。

政治屋の野心無き事にして始
めてやり得ることと思ふ、昭
和十年六月選挙區正委員が全
縣下三十名選ばれた時にも氏
は其委員の一人となつて政治
道義論の一冊の辯論は幾多
の光彩を放したと今に噂にの
こつてゐる。

苦勞人である氏は淺薄低俗の
人生觀は或は解し得ないかも
知らないが「天法順則」の日
本主義の學理を平凡化するべき
至高な社會教育に當つてゐる
氏には全く敬服する。

昭和六年九月の縣會議員選挙
の時、翌七年二月の總選挙の
時には何れも候補者に對する
總同會を主催したるが如き強
勁の勢、抑捺の功、案を拍つ
つて快哉を叫ばざるを得ない
斯の如きは政黨を超越しテモ

小額の資本を運用して、利殖の最良法たる株式に投資する方法を研究したものが、安全高率利殖の妙諦に陳べてある。即ち小額の資本を以て居ながら株式投資による

利益の配當を受くる合理的な方法。而かも単に利益配當のみでなく、数種の優良なる株式に総合投資をなし、その株式の値上り時に於て売却に依る利益、或は増資、拂込の場

合に於けるプレミアムを除く等を目指し、随時高率の利益を擧ぐる仕組みを詳述したものであるから、苟くも利殖を得る福智であるから、ぜひとも同書の一讀を勧めするのである。

さる能はざる會社員、工場勤務者、その他の各位が蓄積資金を最も安全に高率の利殖を得る福智であるから、ぜひとも同書の一讀を勧めするのである。

小額資金

確實な組合組織出資小額利益は高率優良實株賣買による絶対安全の方法



聞に

「利殖之妙諦」未だ御覽にならぬ方は、東京市日本橋區兜町二ノ二九「大和證券投資協會」へ御申込になれば、早速贈呈します。又、「利殖之妙諦」記述に就て御疑問あれば、御質問下さい。詳細に御説明御回答申し上げます。

大和證券投資協會 告報

○本會は小額出資をなされる會員の爲め、他くまでも堅實な利益を目標とし、一攫千金の法外な利益を目標とはしませぬが、會員の出資を普通利殖より遙かに高い利殖になるやう努力するのであります。

○先づ、これを基礎とし、臨時機變、正確機敏の賣買運用を以て、利益の増加を計ります。

○先づ、これを基礎とし、臨時機變、正確機敏の賣買運用を以て、利益の増加を計ります。

なさらんとする諸君にして御疑問の事項がありましたら、本會は充分に御説明申し上げます。

- 地方在住の方は、大和證券投資協會へ御加入に何かと不便に思はるゝ向きもあるやうですが、御出資は當協會取引銀行へ、又は便宜の方法で御送付を願ひ配當金は當方より御送金いたします。又御退會の場合には出資金の返還計算等も迅速に、すべて居ながらにして御用便の足るやう正確安全に御取計らひします。
- 御申込御請求あれば、その際御送金の方法等詳しく申上げます。

東京市日本橋區兜町二ノ二九

大和證券株式會社

- 營業案内
- 當會社は、株式、有價證券の買物賣買、金融等につき、忠實正確を旨として御用命を奉じて居りますが、今回その業務を一層擴張すると共に種々新しい計畫を樹て、時代の要求に應ずる様、努力致して居ります。即ち
- (一) 金融部の奉仕
- 實株御買付の際其の株式に對し、低利金融をなす、なほ御所有の株式を以て、他の實株御買付の代用として便宜御取扱ひ申上ぐ。
- (二) 二重利殖運用御取扱
- 株式又は公社債等、御所有の證券を各自の金庫中に蔵せられる事は配當、利殖の収益を得られませうが、元金は變かして置くのであります。之れを當社に御委託になれば適當に運用し、相當の収益を擧げ、委託者に對し其利益を分配致します。故、證券そのもの配當、又は利殖のほかこの利益だけが二重に利殖されるのであります。右の御取扱ひに就ては御相談の上、御安心出来るやう確實なる御契約を致します。
- (三) 大和證券投資協會
- 當協會は會員の組合組織に依り、大和證券株式會社そのものの會員に加はり、且會員を代表して、會員の爲めに安全高率の利殖を圖る事業であります(詳細は一安全高率利殖之妙諦)を御懇讀下さい。
- なほ「大和證券投資協會」に對し當社は次ぎの如く特別の御便宜を圖る。
- (一) 會社金融部は協會員の持株、御買付株式に對し最高の評價を以て金融の便に應ず。
- (二) 大和證券投資協會へ投資の爲め、御所有株式等代用振替の御相談に應ず。
- (三) 協會員には毎月臨時、商報並びに株式相場表、其他當會社の發行する有益にして、趣味ある經濟讀物等を配付す